

経済産業省製造産業局化学物質管理課 パブコメ担当 宛  
**化審法省令の改正案に対する意見**

【氏名】 化成品工業協会 技術部 (担当: 浜中達郎)

【住所】 東京都港区赤坂 2-17-44 福吉坂ビル 4 階

【電話番号】 03-3585-3374 【FAX 番号】 03-3589-4236 【電子メールアドレス】 gijutsu@kaseikyo.jp

【意見1】

・該当箇所

『「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令(案)」の概要』全般

・意見内容

平成25年6月14日に閣議決定された『規制改革実施計画』\*には、3つの見直し項目について記されています。具体的にはNo.23(少量新規化学物質確認制度等の総量規制の見直し)、No.24(少量新規化学物質確認制度の受付頻度の見直し)、No.25(化学物質の用途等を考慮した審査制度の構築)ですが、その規制改革の内容(計画)と本改正案とを見比べると、全く部分的な見直し検討しか行われていないと感じられます。

つきましては今回手が着かなかった部分について、例えばNo.25 等、是非とも継続して検討頂きます様、お願いします。

・理由(根拠)

\*規制改革実施計画(内閣府 HP 掲載資料)33頁

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/130614/item1.pdf>

【意見2】

・該当箇所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令(案)の『様式2・3・6・7』

様式2: 備考2.(6)~(8)      様式3: 別紙9、10

様式6: 備考2.(6)~(8)      様式7: 別紙9、10

・意見内容

添付すべき書類に必要な内容が判り難いため、具体的な記載例または定型化したものをお示し頂きます様、お願いします。併せて提出資料の大幅な簡素化もお願いします。

【意見3】

・該当箇所

『「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令(案)」の概要』

3. 改正の内容

・意見内容

現在の中間物等の申し出手続きでは、確認までの期間が長く、使い勝手の悪いものでした。つきましては今回書類の簡素化をして頂く部分については、都度の事業者よりの原稿提出に対するコメントや指示を、提出後2週間程度を目途に返して頂くよう運用をお願いします。

**【意見 4】**

・該当箇所

『「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令(案)」の概要』

3. 改正の内容

・意見内容

今回書類の簡素化をして頂く部分については、確認後の対応に関しても手続きの簡素化をお願いします。

例えば、以下の場合、手続き不要として頂きたい。

- ①製造予定数量の増加(1t以下)、②製造事業所の変更、③使用事業者及び使用事業所の変更、
- ④輸入先国の変更

また、実績報告につきましても、少量新規の特例制度並の製造実績、使用実績のみとして頂きたい。  
併せて立ち入りの際の検査項目としても、少量新規と同等程度としていただきたい。

**【意見5】**

・該当箇所

『「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令(案)」の概要』

3. 改正の内容

・意見内容

少量新規の特例制度と1t以下の少量中間物の届出の併用を可としていただきたい。

以上